

令和8年2月佐倉市議会定例会提案目次

議案第 1 号 令和8年度佐倉市一般会計予算

- ◇ 予算額 604億4,400万円
(前年度比2.5%増、14億8,200万円増)
- ◇ 継続費 佐倉市民体育館長寿命化改修工事
- ◇ 繰越明許費 飯野Ⅱ-31号線道路改良工事など7件
- ◇ 債務負担行為 文書管理システム使用料など45件
- ◇ 地方債 デジタル活用推進事業債など33件
- ◇ 一時借入金の最高額 20億円

議案第 2 号 令和8年度佐倉市国民健康保険特別会計予算

- ◇ 予算額 173億2,020万円 (前年度比2.2%増)
- ◇ 保険給付費等

議案第 3 号 令和8年度佐倉市公共用地取得事業特別会計予算

- ◇ 予算額 29万8,000円 (前年度比93.5%増)
- ◇ 土地開発基金繰出金 (利子分)

議案第 4 号 令和8年度佐倉市農業集落排水事業特別会計予算

- ◇ 予算額 5,534万6,000円 (前年度比164.3%増)
- ◇ 施設管理費等

議案第 5 号 令和8年度佐倉市介護保険特別会計予算

- ◇ 予算額 162億7,295万4,000円 (前年度比2.9%増)
- ◇ 保険給付費、地域支援事業費等

議案第 6 号 令和8年度佐倉市災害共済事業特別会計予算

- ◇ 予算額 506万5,000円 (前年度比0.5%増)
- ◇ 災害共済事業給付金等

議案第 7 号 令和8年度佐倉市後期高齢者医療特別会計予算

- ◇ 予算額 42億4,872万7,000円 (前年度比19.3%増)
- ◇ 後期高齢者医療広域連合納付金等

議案第 8 号 令和 8 年度佐倉市水道事業会計予算

- ◇ 業務の予定量
 - ・ 給水件数 7万4, 000件
 - ・ 年間総配水量 1, 668万 500立方メートル
 - ・ 一日平均配水量 4万5, 700立方メートル
 - ◇ 主な建設改良事業
 - 改良工事 17億8, 593万8, 000円
 - 浄水場施設改良工事 2億2, 904万1, 000円
 - ◇ 収益的収入予定額 43億6, 250万円
 - 収益的支出予定額 42億9, 430万2, 000円
 - ◇ 資本的収入予定額 10億6, 048万8, 000円
 - 資本的支出予定額 28億4, 656万3, 000円
- 資本的支出予定額に対する収入の不足額
17億8, 607万5, 000円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第 9 号 令和 8 年度佐倉市下水道事業会計予算

- ◇ 業務の予定量
 - ・ 排水区域内人口 15万5, 104人
 - ・ 年間総処理水量 1, 850万5, 300立方メートル
 - ・ 一日平均処理水量 5万 699立方メートル
 - ◇ 主な建設改良事業
 - 拡張工事 5億1, 169万1, 000円
 - 改良工事 1億5, 911万4, 000円
 - ポンプ場等改良工事 1億 738万2, 000円
 - ◇ 収益的収入予定額 40億1, 353万8, 000円
 - 収益的支出予定額 40億1, 269万7, 000円
 - ◇ 資本的収入予定額 14億7, 434万8, 000円
 - 資本的支出予定額 36億6, 453万9, 000円
- 資本的支出予定額に対する収入の不足額
21億9, 019万1, 000円は、損益勘定留保資金等で補てん

議案第10号 令和7年度佐倉市一般会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ1億4,517万円の減額補正
- ◇ 補正後予算額637億3,767万6,000円
- ◇ 歳入の主なもの
市税、地方交付税及び市債の増、国庫支出金、寄附金及び繰入金の減
- ◇ 歳出の主なもの
休職者や退職者の発生等に伴う職員人件費の補正、事業執行額の確定による計数整理のほか、財政一般事務費、ふるさと事業基金積立費、防災施設整備事業、障害者訓練等給付事業、保育所入所委託等事業、幹線道路整備事業、中学校体育施設整備事業及び幼稚園利用費等給付事業の増
- ◇ 継続費補正
旧但馬家住宅茅葺屋根修繕の変更
- ◇ 繰越明許費補正
防災行政無線（固定系）操作卓整備等業務委託など22件の追加
- ◇ 債務負担行為補正
臼井・千代田地区学童保育所指定管理者施設管理業務（令和7年度増額分）の追加及び南部地域福祉センター指定管理者施設管理業務の変更
- ◇ 地方債補正
学童保育所空調整備事業債など3件の追加及び防災施設整備事業債など13件の変更

議案第11号 令和7年度佐倉市国民健康保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ1億3,758万7,000円の増額補正
- ◇ 補正後予算額170億7,967万2,000円
- ◇ 歳入
県支出金、財産収入、繰入金及び繰越金の増
- ◇ 歳出
総務費の減、保険給付費の増

議案第 1 2 号 令和 7 年度佐倉市公共用地取得事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 1 7 万 5, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 3 2 万 9, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
財産収入の増
- ◇ 歳出
繰出金の増

議案第 1 3 号 令和 7 年度佐倉市介護保険特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 4, 9 6 7 万 1, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 1 6 0 億 8, 6 5 6 万 4, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
国庫支出金、県支出金及び財産収入の増、分担金・負担金、支払基金交付金及び繰入金の減
- ◇ 歳出
保険給付費及び地域支援事業費の増、総務費の減

議案第 1 4 号 令和 7 年度佐倉市災害共済事業特別会計補正予算

- ◇ 歳入歳出それぞれ 4 万 7, 0 0 0 円の増額補正
- ◇ 補正後予算額 5 0 8 万 7, 0 0 0 円
- ◇ 歳入
財産収入の増
- ◇ 歳出
積立金の増

議案第 1 5 号 令和 7 年度佐倉市水道事業会計補正予算

- ◇ 資本的収入の補正額 4, 1 1 7 万 2, 0 0 0 円の増額補正
補正後資本的収入 8 億 8, 1 6 1 万 8, 0 0 0 円
- ◇ 資本的支出の補正額 1 億 5, 4 3 3 万円の増額補正
補正後資本的支出 2 5 億 1, 3 4 8 万 1, 0 0 0 円
- ◇ 資本的収支の内容
国県支出金、水道管耐震化工事に係る建設改良費の増

議案第16号 佐倉市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 行政手続法の改正により公示の方法による聴聞等の通知の方式が改められたことを踏まえ、本市の条例に規定する同方式を同法と同様に改めるもの
- 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方式を下表のとおり改める。

改正案	現行
公示事項を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う。	公示事項を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行う。

※ 令和8年5月21日から施行（経過措置あり）

議案第17号 一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

・ 対象となる条例

- ① 一般職職員の給与に関する条例
- ② 佐倉市職員の定年等に関する条例
- ③ 佐倉市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

◇ 千葉県人事委員会勧告に準拠し、通勤手当を改定するもの

→ 通勤手当を次のとおり改定

- ① 原動機付自転車等及び自転車に係る各手当額を普通自動車等の手当額に統合し、その額を自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（上限67,200円）とする。
- ② 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、その額を1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額（上限5,000円）とする。
- ③ 1か月当たりの支給額（駐車場等の利用に対する通勤手当を含む。）が、15万円（現行どおり）を超えないことを要するものとする。

- ◇ 国において第2種初任給調整手当が創設されたこと、及び地方自治法の改正により普通地方公共団体においても同手当を支給することができることとされたことを踏まえ、本市においても同手当を支給することとするもの

- ・ 第2種初任給調整手当
地域別最低賃金に相当する額を下回らない月例給与水準を確保するための手当をいう。

→ 同手当の支給のための規定を整備

- ※ 令和8年4月1日から施行

- ◇ 近年の大幅な給与改定に伴い行政職給料表の一部に生じた歪みを是正するため、近隣市等の状況も踏まえ、同表に定める職員の職務の級を現在の7級制から8級制に改めるもの

→ 1級及び2級を1級から3級に再編（現行の3級から7級はそれぞれ4級から8級に繰上げ）

- ※ 令和9年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第18号 佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を引き上げるもの

→ 基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を下表のとおり引上げ

区分	改正案	現行
基礎課税額	66万円	65万円
後期高齢者支援金等課税額	26万円	24万円

- ◇ 子ども・子育て支援法の改正により健康保険者等が納付する義務を負うこととなった子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるため、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額を追加するもの

→ 同課税額の税率を下表（千葉県が算定した標準保険料率）のとおりとし、その課税限度額を納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額とする。

所得割額	均等割額 (注1)	18歳以上均等割額 (注1・2)
0.29%	1,820円	128円

(注1) この条例の施行の日までに、政令において示される減額に係る基準に従い、必要な措置を講ずるものとする。

(注2) 18歳未満被保険者に係る均等割額(全額)の軽減に要する費用を賄うため、18歳以上被保険者の数に応じて納税義務者に課されるものをいう。

→ その他所要の規定の整備を行う。

※ 令和8年4月1日(上記注1に係る規定については、公布の日)から施行(令和8年度分の国民健康保険税から適用)

議案第19号 佐倉市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 消防団を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、その規模を実情に応じたものとするため、団員の定数を引き下げるもの

→ 定数を680人(現行:805人)に引下げ

※ 令和8年4月1日から施行

議案第20号 佐倉市犯罪被害者等支援条例の制定について

◇ 犯罪被害者等の支援に関する取組を総合的に推進し、及び犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって市民が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、犯罪被害者等の支援に関する基本理念等を定める条例を制定するもの

→ 次の事項等について規定

- ① 基本理念
- ② 市の責務
- ③ 市民等の責務
- ④ 情報の提供等
- ⑤ 支援金の支給
- ⑥ 市民等の理解の推進
- ⑦ 早期援助団体の支援
- ⑧ 支援を行わないことができる場合

※ 令和8年4月1日から施行

議案第21号 佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◇ 内閣府令の改正に伴い、同府令に基づいて定めている佐倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を同府令のとおり改めるもの

- ・ 乳児等通園支援事業
生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（いわゆる「子ども誰でも通園制度」）をいう。

→ 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度の一般制度化を受け、条例中の保育士の定義に地域限定保育士等を追加

→ その他所要の用語の整理を行う。

※ 令和8年4月1日から施行

議案第22号 佐倉市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◇ 児童福祉法の改正により創設された特定乳児等通園支援事業の開始に向け、同法の規定に基づき、佐倉市における同事業の運営に関する基準を定めるもの

- ・ 特定乳児等通園支援事業
乳児等支援給付費の支給対象となる乳児等通園支援事業をいう。

→ 利用定員に関する基準及び運営に関する基準のうち次に掲げるものについては内閣府令で定める従うべき基準に従い、その他のものについては同府令で定める参酌すべき基準のとおり規定

- ① 面談
- ② 正当な理由のない提供拒否の禁止
- ③ あっせん及び要請に対する協力
- ④ 支払
- ⑤ 特定乳児等通園支援の取扱方針
- ⑥ 乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則
- ⑦ 虐待等の禁止
- ⑧ 秘密保持等
- ⑨ 事故発生の防止及び発生時の対応

※ 令和8年4月1日から施行

議案第23号 佐倉市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について

◇ 青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、佐倉市青少年問題協議会を廃止するもの

→ 佐倉市青少年問題協議会設置条例を廃止

→ 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する同協議会の委員の報酬（委員長：日額8,100円、委員：日額7,600円）を削除

※ 令和8年4月1日から施行

議案第24号 佐倉市こどもどまんなか会議条例の制定について

◇ 本市におけるこども施策を総合的に推進し、こどもどまんなか社会を実現するため、こども基本法等の規定により、佐倉市こどもどまんなか会議を設置するもの

→ 会議の所掌事務等について規定（概要は下表のとおり）

所掌事務	① こども基本法に規定する市町村こども計画に関する事項 ② 子ども・子育て支援法に掲げる次の事項 ア 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、意見をすること。 イ 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、意見をすること。 ウ 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、意見をすること。 エ 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 ③ 子ども・若者育成支援推進法に規定する市町村子ども・若者計画に関する事項 ④ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する市町村計画に関する事項 ⑤ 次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画に関する事項
組織	委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命

	<ul style="list-style-type: none"> ① 学識経験者 ② 医師又は歯科医師 ③ 主任児童委員 ④ 人権擁護委員 ⑤ 保育園、幼稚園又は認定こども園の園長 ⑥ 小学校、中学校又は高等学校の校長 ⑦ 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校に在籍する者の保護者 ⑧ 公募による市民 ⑨ 市内に在住、在勤又は在学する者であって、委嘱の日において15歳から29歳までのもの ⑩ 佐倉市立児童センター又は佐倉市立学童保育所の施設長 ⑪ 佐倉市さくらんぼ園の施設長 ⑫ 佐倉市社会福祉協議会の職員
任期	2年（再任可）

- 佐倉市子育て支援推進委員会条例を廃止
- 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定する佐倉市子育て支援推進委員会の委員の報酬（委員長：日額8,100円、委員：日額7,600円）を佐倉市こどもどまんなか会議の委員の報酬に改める。
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第25号 佐倉市立学童保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 間野台小学校区の学童保育所における待機児童の解消を図るため、間野台学童保育所の定員を25人増員し、85人とするもの
- ※ 令和8年4月1日から施行

議案第26号 佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- ◇ 厚生労働省令の改正に伴い、同省令に基づいて定めている佐倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を同省令のとおり改めるもの

- ・ 家庭的保育事業等
家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。

→ 母子保健法に規定する健康診査の内容が保育所等の健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

→ その他所要の文言の修正を行う。

※ 令和8年4月1日から施行

議案第27号 佐倉市ひとり親家庭等児童入学及び就職祝金支給条例を廃止する条例の制定について

- ◇ ひとり親家庭に対する支援施策を再編し、もってより効果的な支援を行うため、条例に基づく現行の祝金制度を廃止するもの

- ・ 祝金制度
ひとり親家庭等の児童が、小学校、中学校若しくは高等学校等へ入学し、又は中学校を卒業して就職するに際し、入学及び就職祝金（児童1人につき1万円）を支給する制度をいう。

※ 令和8年4月1日から施行

議案第28号 佐倉市公共下水道区域外流入条例の一部を改正する 条例の制定について

- ◇ 関連計画の見直しにより公共下水道全体計画区域が縮小されたことなどを踏まえ、区域外流入の許可の要件を改めるもの
 - 汚水を排除しようとする土地が次に掲げる施設の用に供される土地であるときは、当該土地が公共下水道全体計画区域内の土地であることを要さないものとする。
 - ① 地方自治法に定める公の施設
 - ② 上下水道事業管理者が公益上必要と認める施設
 - 汚水を排除しようとする土地が次に掲げる施設の用に供される土地であるときは、当該土地が公共下水道が既に整備された道路等に面した土地かつ事業計画が決定された区域に隣接した土地であることを要さないものとする例外規定を削除
 - ① 公共施設
 - ② 社会福祉法人の施設
 - ③ 医療法人の施設
 - ④ 学校法人の施設
- ※ 令和8年4月1日から施行（経過措置あり）

議案第29号 佐倉市道路線の認定について

- ◇ 開発行為に伴い、山崎地先の1路線を佐倉市道として認定するもの

議案第30号 和解について

- ◇ 令和7年2月21日に確認された「夢咲くら館」における汚水等流出事案により本市が受けた損害の賠償の方法等について、株式会社岡田新一設計事務所及び大成温調株式会社東関東支店と和解するもの
 → 本市（以下「甲」という。）並びに株式会社岡田新一設計事務所（以下「乙」という。）及び大成温調株式会社東関東支店（以下「丙」という。）は、本件汚水等流出事案の発生の原因が乙の監理及び丙の施工にあることを認めた上で、下表（内容は概要）のとおり合意

原状回復	<ul style="list-style-type: none"> 甲並びに乙及び丙は、夢咲くら館について、原状回復を相互に確認する。 甲は、本件原状回復に要した費用について負担しないものとする。
損害賠償	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び丙は、甲に対し、甲が負担した光熱水費及び職員人件費相当損害金として、金37万4,128円の賠償義務があることを認め、連帯して、これを本和解合意書締結の日の翌日から1か月以内に支払うものとする。
寄 附	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び丙は、甲及び甲の市民に謝罪し、その意を表するため、凶書を含む総額130万円以上相当の備品（注1）を甲に寄附するものとする（注2）。 注1 凶書365冊以上とし、当該凶書を含む備品の仕様については、協議の上決定 注2 期限は、本和解合意書締結の日の翌日から1か月以内（損害賠償と同様）
対応義務	<ul style="list-style-type: none"> 乙及び丙は、夢咲くら館において、本和解合意書の締結後に本件汚水等流出事案に起因する不具合が判明した場合は、民法第166条第1項各号に規定する消滅時効の範囲で、これに速やかに、かつ、適切に対応する義務を負う。
清算条項	<ul style="list-style-type: none"> 甲並びに乙及び丙は、本件汚水等流出事案に関し、本和解合意書に定めるもののほか甲乙間及び甲丙間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。
疑義等の決定	<ul style="list-style-type: none"> 本和解合意書に定めのない事項又は本和解合意書に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- ◇ 廣瀬 健仁（ひろせ・たけひと）氏の任期満了（令和8年3月31日付け）に伴い、その後任として、立花 幸嗣（たちばな・ゆきつぐ）氏を固定資産評価審査委員会委員として選任することについて、議会の同意を求めるもの
- 任期 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて

- ◇ 処分事項 令和7年度佐倉市一般会計補正予算（第8号）
- ◇ 専決処分の日 令和7年12月17日
- ◇ 国の令和7年度補正予算（第1号）に計上された物価高対応子育て応援手当について、可能な限り速やかに支給を行うため、市長の専決処分をもって補正予算を計上したもの
- ◇ 歳入歳出それぞれ4億4,797万円の増額補正
- ◇ 補正後予算額637億8,320万7,000円
- ◇ 歳入
国庫支出金の増
- ◇ 歳出
物価高対応子育て応援手当支給事業の増
- ◇ 繰越明許費補正
物価高対応子育て応援手当支給事業の追加

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて

- ◇ 処分事項 令和7年度佐倉市一般会計補正予算（第9号）
- ◇ 専決処分の日 令和8年1月15日
- ◇ 令和8年2月8日に実施された衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の準備を早急に進めるため、市長の専決処分をもって補正予算を計上したもの
- ◇ 歳入歳出予算 それぞれ9,963万9,000円を増額補正
- ◇ 補正後予算額 638億8,284万6,000円
- ◇ 歳入
県支出金の増
- ◇ 歳出
衆議院議員選挙事業の増

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

- ◇ 中村 真理（なかむら・まり）氏の任期満了（令和8年6月30日付け）に伴い、同氏を人権擁護委員候補者として再度推薦することについて、議会の意見を求めるもの
- 任期 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで